

第 4 6 回議会運営委員会記録

令和 7 年 3 月 2 1 日

【開催日】 令和7年3月21日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時41分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	中岡英二
委員	伊場勇	委員	大井淳一朗
委員	笹木慶之		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
----	------	-----	------

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
議事係長	岡田靖仁	議事係書記	末岡直樹

【審査内容】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 2 山陽小野田市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 令和7年第1回（3月）定例会に関する事項について
- 4 議会アドバイザー、江藤俊昭先生による議員研修の公開の可否について
- 5 6月定例会日程案について
- 6 全員協議会の開催日時の確認について
- 7 その他

午後1時30分 開会

宮本政志委員長 皆様、お疲れさまです。ただいまから、第46回議会運営委員会を開催いたします。本日の付議事項の1点目は、山陽小野田市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてです。事務局から説明を

お願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項１、山陽小野田市議会基本条例の一部改正について御説明します。資料１を御覧ください。今回の改正は、議会運営委員会において昨年から行ってきました本条例の検証のうち、政治倫理に係る規定の検証結果等を踏まえて行うものとなります。改正内容については、議会運営委員会の議論を踏まえた上で、あらかじめ議長、委員長と調整させていただき、具体的な改正案を作成しましたのでお示しします。なお、提案形式につきましては、委員長から委員会提出議案として提出を行いたい旨をあらかじめ伺っておりますので、委員会提出議案の形としております。説明は以上です。御審査のほどよろしく願いいたします。

宮本政志委員長 委員会提出議案で提出したいと思いますが、よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）資料の最後のページに議案の説明が載っておりますが、内容はこれでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項２点目に入りましょう。山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局の説明を求めます。

岡田議会事務局議事係長 付議事項２、山陽小野田市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について御説明します。資料２を御覧ください。今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に第２条第８項が新設されたことにより、これまでの第２条第８項が同第９項に、同第９項が同第１０項に繰り下げられたため、これに対応するとともに所要の改正を行うものです。改正箇所は、お手元の資料のとおり多数ございますが、先ほど申しました項の繰下げによる対応は２か所のみであり、他の箇所は文言を整えるなどの所要の改正となっております。こちらも改正内容につきましては、あらかじめ議長、委員長と調整させていただき、このたび具体的

な改正案を作成しましたのでお示しするものです。また、提案形式につきましては、こちらで委員長から委員会提出議案として行いたい旨をあらかじめ伺っておりますので、委員会提出議案の形としております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

宮本政志委員長 内容が複雑というか、いろいろ変わっているんですが、質疑はありますか。

伊場勇委員 新旧対照表の５ページ目、第１９条について、「議会の保有する自己を本人とする保有個人情報」から「議会の保有する」が削除されているんですけども、なぜこれを削るのか、そもそもその文言が初めから必要なかったのか、そういうところはいかがですか。なぜこれを消すのでしょうか。

岡田議会事務局議事係長 こちらの改正につきましては、そもそもこの条例は議会の個人情報の保護に関する条例でございますので、「議会の保有する」という意味が「保有個人情報」に含まれており、「議会の保有する」が二重になるということでの削除となっております。

宮本政志委員長 そのほかはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案説明に目を通していただいたら、伊場委員から質疑があったようなところも踏まえて、なぜこうなるということが分かりやすくまとめられています。これは国が法律を一部改正したことに伴って条例をそれに合わせる改正をしているということです。ほかに質疑はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、こちらで委員会提出議案で提出しようと思っておりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では続きまして、付議事項３点目、令和７年第１回（３月）定例会に関する事項について、事務局の説明を求めます。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項３、令和７年第１回（３月）定

例会に関する事項について御説明します。（１）附帯決議について。一般会計予算決算常任委員会から「議案第１０号令和７年度山陽小野田市一般会計予算に対する附帯決議」の提出がありました。つきましては、議案第１０号が本会議において可決された場合、当該附帯決議案の上程から採決までを行うこととなります。なお、議案第１０号が本会議において可決されなかった場合は、附帯決議については議事日程から削除することとなります。（２）議事日程案の変更について。先ほどの付議事項１、２の条例の一部改正及び付議事項３（１）の附帯決議を踏まえた変更となります。３月２４日の議事日程中「付託案件（令和７年度関係議案）に対する委員長報告、質疑、討論及び採決」の次に、「（附帯決議については、主たる議案の可決後に上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決）」を、その次に「委員会提出議案２件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決」を加えております。説明は以上です。

宮本政志委員長 付議事項３点目について説明がございましたけど、御意見等はいかがでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、付議事項４点目、議会アドバイザー江藤俊昭先生による議員研修の公開の可否についてです。日時は３月３１日１０時半からです。場所は第２委員会室です。内容は「これからの地方議会と議員の在り方とは」ということで、前回まで仮題にしていたけど、内容はこちらで確定しました。ただ、江藤先生から直前に何か内容を追加されるなどがあるときは、議長に相談して変更等を行います。原則「これからの地方議会と議員の在り方とは」という内容で行います。これについての公開の可否を議論します。議会運営委員会の中で議員研修の公開の可否をその都度決めることにしておりますので、３月３１日の議員研修の公開の可否について、皆さんから御意見を頂きたいと思います。公開したほうがいいのかを述べてください。議事録や傍聴、傍聴にも一般と報道がありますが、それから公開の定義からは外れますが、中継も含めて、どのような理由で、どのような手段で公開したらいいか、あるいは公開しなくてよいか、御意見をお願いします。

当然論拠が要りますから、こういうことで今回は公開する必要がある、
ないという御意見を頂きたいと思います。ここで暫時休憩します。

午後 1 時 4 2 分 休憩

午後 1 時 5 2 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開します。局長、先ほどの件で、現在のところ、江藤先生から研修の公開に係る御連絡等はございますか。

石田議会事務局長 今週の火曜日に、先生にメールで投げかけをしておりますが、今のところ返信はないという状況です。

宮本政志委員長 江藤先生から御意見があれば参考になると思いましたが、お返事等はないということです。基本的には議会運営委員会で決定することですから、議員研修の公開についての可否について御意見を願います。

笹木慶之委員 私が思うのは、やはり先生に係る問題であって、先生はいろいろ本も書いておられるし、著作権の問題が出てくる可能性があると思うんですよ。そうすると、やはり公開については、それなりに制限が加えられるんじゃないかと思うわけです。ですから、単純に議会運営委員会の中で決めるということではなく、先生の御都合を確認した中で方向性を決めないと、いろいろ問題が出てくるんじゃないかと思います。

宮本政志委員長 今、笹木委員からは、江藤先生の見解を確認して決めたいんじゃないかという意見が出ました。それについてはどうですか。

伊場勇委員 どちらにしても江藤先生への確認が必要だと思います。公開する

メリットとして、今回は「地方議会と議員の在り方」ということで、基本的なことを研修の内容とされているので、議員以外の方で興味のある方にも来ていただけるのであれば、議会の基本を学んでいただける絶好の機会かと思います。また、以前、市議会議員選挙の前にこういった研修をされて、市議会議員に興味がある、選挙に出ようかどうか迷っている方が来て学ばれていましたし、市議会議員選挙に出るか出ないかを自分で考える一つの材料になるということもメリットだと思います。ですが、これは議員研修なので、議員のための研修というのが本質だと思います。また、研修日は3月31日なので、今からでは周知する時間がなかなか少ないと思うんです。今からできると思うのは、議員の手配りとか、SNSでの告知とかだと思います。例えば、市の広報紙とか議会だよりとか、できることなら市の公式LINEでも「議員研修をぜひ見てください」と流せたら、来てくれる人が多少は増えるのかなと。そういった体制をしっかりと整えてから公開したほうが、より広く市民の方にも告知できますし、意味があると思っています。体制を整備してから公開をしたいなと思っていて、今回は告知する時間が短過ぎるということです。

宮本政志委員長 時間が十分に取れないけども公開するべきということですね。

伊場勇委員 いいえ、時間がないからこのたびは公開しないということです。

宮本政志委員長 分かりました。大井委員はどう考えますか。

大井淳一郎委員 私も議会運営委員会には長らくいますので、研修も担当しました。今、伊場委員が言われたのは、平成29年にマニフェスト研究所の当時の事務局長と相談して、著作権の関係は同意をもらってから公開したという経緯があります。内容ははっきり覚えてないんですけども、ちょうど選挙の年でしたので、これから議員になる方には有益だったと思っています。江藤先生におきまして、過去には文化会館で研修を

開いて、江藤先生の同意を得た上で公開した経緯があります。そのときは一般の方というよりは、むしろ他市議会の議員が何人か、僕と付き合いのある議員さんも何人もいらっしゃったことは記憶しております。今回公開すべきかどうかなんですけれども、内容が「これからの地方議会と議員の在り方」ということで、ちょうど今年は市議会議員選挙でございますので、立候補予定者の方はもちろん、そうでない方が議会に関心を持つためには格好の材料であるかなと思っていて、これを見るだけだと一般に公開すべきだと思います。確かに時間はないので、その周知は十分ではないということはあるかもしれませんが、私はできる限り公開したほうがいいと思っております。

宮本政志委員長 笹木委員は、先ほど江藤先生の意向を確認してからとおっしゃったので、仮に江藤先生から「公開してください」という回答があれば、大井委員と同じく公開していこうということによろしいですか。

笹木慶之委員 原則的にはそういう思いです。公開できるものであれば、選挙の時期でもあるし、公開してもいいと思います。しかし、さっきあったように、時間的な問題とか著作権の問題とかがありますから、それが関わってくるのであれば、我々がいいとか悪いとか考えるものじゃなくなるので、方向性を確認した上で結論を出したほうがいいんじゃないかと思います。積極的に公開したいという意味は同じです。

中岡英二副委員長 私もできるだけ公開してほしいです。市民の関心があるとか、市民が知りたいとか、そういう機会をできるだけ生かしたい。議員が研修する場はこういうものがあって、これからの地方議会の議員の在り方については市民も関心があると思いますので、公開すべきだと思います。私も平成29年に議場で行われた研修に行きました。そのときに、こういうことをやられているんだなということで、すごく参考になった思い出があります。

宮本政志委員長　そうしますと、公開していこうという３人の方は公開の範囲をどのようにお考えですか。

中岡英二副委員長　公開の仕方についてはまだよく考えておりません。

宮本政志委員長　私が聞きたかったのは、公開とは、議事録、一般と報道の傍聴、公開に準じるものとしてユーチューブも使っていますけど、そういったものについていう方々はどこまで考えてらっしゃるのかと思ってお聞きしました。笹木委員、どうですか。

笹木慶之委員　どこまでというのはなかなか難しいわけです。著作権の問題があるから、クリアしなくてはいけないものがもろもろあるわけで、時間的に余裕がないですね。果たして伝達ができるのかということも踏まえて、ただ、原則的にはやっぱり公開するというその考え方として、できるものはしてもいいと思います。ただ、どこまでどうかというのはまだ持ち合わせていません。

宮本政志委員長　持ち合わせてないと言っても、今日の議会運営委員会で決めておかないともうまずいんですよ。来週月曜日が本会議最終日で、その次の週の月曜日がもう研修当日なんです。

大井淳一郎委員　公開は、一般的に傍聴と報道と記録なので、この辺りを守ればいいかなと思っています。ですから、記録を取って後ほどPDFでアップするという範囲までだと思っています。中継は今のところ考えてないです。

宮本政志委員長　今、大井委員からは傍聴の関係も出ましたが、伊場委員はそもそも公開は無理だと言われているので、笹木委員、副委員長、御意見はございますか。

笹木慶之委員 先ほど申し上げたように、その方向性については異論ないんですが、時間的な問題もあるので、今の時点では難しいと思っています。

（発言する者あり）いやいや、変わったわけじゃないです。だけど、31日までという中で先生との連絡がまだ取れてないということも踏まえて判断すると、それなら時間的にちょっと無理かなという形です。

宮本政志委員長 今回は公開はやめようという方向だということですか。

笹木慶之委員 現状では難しいと思っています。

伊場勇委員 これは議事録を取らなければいけないんですか。特に必要ないと思うんですけど。

宮本政志委員長 それは議論してください。

伊場勇委員 大井委員、必要ですか。公開だとしたら必要だということですよ。

大井淳一郎委員 いつぞやの別の会議で、公開とは、傍聴、報道、記録ということがありました。だけど、もちろん委員会記録のような記録を残さなくてもいいんじゃないかということを決めるのは、そこは自律権の範囲だと思っています。私は今、原則論から公開すべきだということで、これは皆さんで議論する（聴取不能）

中岡英二副委員長 傍聴に関しては受け入れるべきだと思います。そして、議事録を取って後日公開するのもよいと思います。当日のユーチューブでの配信は、やはり先生の著作権もあるし、その辺の許可が要ると思いますが、ユーチューブでも流せれば流したほうがよいと思います。

宮本政志委員長 論点が二つあって、まず傍聴は許可していいと。これは一般

と報道の両方ともを認めるべきだと受け止めました。それと著作権のことをおっしゃって、ユーチューブで配信はしないと。でも、傍聴を呼ぶことも著作権の関係には関わってくるので、少し整合性が取れないんですよ。議事録の件は後にしましょう。大井委員、中岡副委員長、仮に傍聴を許した場合、研修会場所はそうする想定でお考えでしょうか。つまり一般の方は傍聴していいとして、もし100人が来られたときを考えると、前は第2委員会室でやっておりますが、今回はどうするんですかという話になりますよね。対応できるように本会議場でやろうとなると、仮に江藤先生がスクリーンを使用される場合に果たして対応できるかというところを事務局にも確認する必要がありますので、まず、場所はどのあたりを想定されるか、お聞きしたいです。

中岡英二副委員長 議場を考えていました。

宮本政志委員長 100人ぐらい来られた場合を考えないといけないと言った意味は、仮にいらっしゃったときに、入れませんと断るなど、あらかじめの手法や対応を考えとかないといけないという意味なんですが、その辺はどうですか。

中岡英二副委員長 その辺の手法は考えていません。

大井淳一郎委員 平成29年のときは議場でしました。議会報告会でよく使うようなスクリーンでやった記憶があります。傍聴をどうするかということですが、これは直接準用できるものではないかもしれませんが、傍聴規則があるのかなと。ですから先着30人程度になってしまうんですけど、その範囲内でのことだと思っております。今のところ、別室でモニターなどまでは考えていないです。

宮本政志委員長 本会議場で行うということですね。

大井淳一郎委員　そうですね。今の議論を聞いていると、本会議場がいいかなと。実際に平成２９年にはそのようにやったので。

宮本政志委員長　先ほどから皆さんがおっしゃっているのは、今から議員を目指す方や市民の方に見てもらいたいということなんです。しかし、先ほど伊場委員が言われたように、今日は２１日で、今日から動き始めましたとしても正味１０日もありません。先ほどの伊場委員の懸念のように、公平性がどうなのかなと、つまり周知の時間が十分でないと、その辺りは大井委員や中岡副委員長はどう思われますか。

中岡英二副委員長　確かに周知の時間がないですね。なかなか難しいような気がします。基本的にその範囲内で来られる人に来ていただいて、見られなかった人には後日の議事録等で知ってもらおうというか、難しいのは難しいですけど、できるだけ市民の関心があることは公開していきたいという意見は変わりません。

宮本政志委員長　ということは、事後にそういう研修が公開であったと知った市民の方には、議事録を読んでもくださいとすれば、公平性は担保されないけど、その対応でいいんじゃないかという御意見ですね。ほかの方はいかがですか。

伊場勇委員　僕は公開が絶対駄目だというわけじゃなくて、今回は公開せずに行こうと。今、いろいろな意見が出て、なるほどと思うものもあったんですが、まずは委員長が言われた会場の問題です。本当だったら１か月半や２か月前に案内を出して、２週間前ぐらいで締め切って、その人数によって会場を決めることができますよね。そして、月曜日の１０時半開始というのも駄目だと思うんですよ。土曜日の午前中などにして、せっかくやるんだったらいろいろな方に来てほしいじゃないですか。そういったやり方もいろいろできるなと思いました。もちろんアドバイザーの先生のアイデアもあっていいと思うんです。せっかくやるのであ

れば、時間をしっかり取ってきちんとやりたいと思います。こういうやり方は今まで本市議会ではやっていなかったから、そこはもっと早く議論すべき事項ではあったと思います。今回の事案をきっかけにできたらいいんじゃないかなと思います。公開に反対なのではなくて、このたびは時間も少ないので、次にきちんとやりたいと思います。

宮本政志委員長　今、伊場委員が言われたことで一つ訂正させていただきたいのが、これは急遽３１日に決まったわけじゃないですね。もっと早くに計画しておけば十分周知の時間があったじゃないかと。これは江藤先生の議員研修を年度内に行いたいと考え、議長からもそれを許可していただいて、事務局には早くから江藤先生に連絡させていたんだけど、先生は全国を回っておられるのでなかなかお忙しくて連絡が取れなかったんです。早くから事務局がスケジュールを詰めていたので、ぎりぎりできなり研修会が出てきたわけではありませんから、それは訂正させていただきます。今、議会運営委員会の中では公開と非公開とで少し割れているようですが、公開の方向で決まれば議事録のほうにも入っていきますけど、どうですか。少し休憩を入れましょう。暫時休憩します。

午後２時１６分　休憩

午後２時３０分　再開

宮本政志委員長　それでは、委員会を再開いたします。

伊場勇委員　今までこの件についていろいろ意見交換してきましたけれども、現在、アドバイザーの江藤先生から、非公開のほうがいいのか、公開のほうがいいのかという連絡が取れていない状況で、公開か非公開かは判断しかねると思います。短い期間ですけど、公開として進めて告知をして、その後に先生から非公開のほうが望ましいという連絡が来るのであ

れば、そのときは取扱いが難しくなるので、今の状況であれば、議会運営委員会で非公開と決めたほうがいいと思います。今後については、またその都度きちんと計画立てて話せばいいかと思いますので、このたびは非公開でいいと思います。

宮本政志委員長　伊場委員、裏を返せば、議会運営委員会で非公開と決めて、先生から公開してくださいという連絡があっても、もう議会運営委員会で非公開と決めたので、このたびは非公開で行うということでもいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）よく分かりました。ほかの方はいかがですか。

大井淳一郎委員　私は過去に公開の研修を担当したことがありましたので、公開の立場からずっと意見を言わせていただきました。ただ、議会運営委員会は互譲の場でもありますし、今回は時間的な制約があるということ、また、江藤先生の意向の確認がまだ取れていないということの中で、技術的に難しいことも理解できます。ですので、今後の研修を公開するかどうかについてはまた議論するとして、今回はクローズドで対応すればいいと思います。

中岡英二副委員長　私も以前議員研修会を傍聴したこともあり、公開の必要性はあるとは思いますが、著作権にも関することですから、やはり先生の意向を確認することが一番大事なことだと思います。今回に関しては、先ほどから委員の中から出ましたように、時間が短いこともありますし、私も今回は非公開でいいのではないかと思います。

大井淳一郎委員　補足させていただきます。今後、研修について公開するかどうかはまた都度議論していくと思いますけれども、地方自治法上の公開の3原則は傍聴、報道、記録ということがありましたが、講師の著作権のことが複数の委員から出ましたので、こういったことも個別対応すべきだと思います。講師がどうぞ何でもオープンにしてくださいと言うな

ら別ですが、やはりこの一つ一つの言動、研究資料というのは財産ですので、そういったことも配慮しながら議論していかなければいけないと思います。

宮本政志委員長 笹木委員から、冒頭に著作権のことに問題があるのではないかとという大きな問題提起がございまして、そこから非常に重要な議論に入っていましたね。大井委員には最後にうまくまとめていただいたんですけど、今回、江藤先生の議員研修に関しては非公開という結論づけでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、事務局、本日の議運決定で31日の議員研修は非公開となりましたっていう旨を江藤先生に早めにお知らせしてもらっていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いします。それでは、次に行きましょう。付議事項5、6月定例会日程案についてです。事務局、6月定例会の日程案の中で、恒松広報特別委員長から中学生傍聴の件の依頼がありましたが、これは議長も認識してらっしゃるんでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それを踏まえた日程になっておりますので、それでは事務局から説明をお願いします。

岡田議会事務局議事係長 それでは、付議事項5、6月定例会日程案につきまして御説明します。資料3を御覧ください。次回定例会は、現市長の任期満了後初めての定例会となること、そして、広報特別委員長からの申入れ事項である中学生の議会傍聴の件を、あらかじめ宮本委員長から伺っておりましたので、そのことも踏まえた日程としております。そのため、例年の6月定例会とは少し異なる日程となっております。では、詳細を御説明します。令和7年5月23日金曜日から6月20日金曜日までの29日間を会期として御提案します。本会議初日は5月23日金曜日です。そのため、1週間前の5月16日金曜日が告示日となります。本会議終了後、26日月曜日正午が一般質問通告締切りとなります。これは本会議初日に市長が施政方針演説を行うと考えられるためです。その2営業日後の29日木曜日が議会運営委員会となります。これは、6

月定例会において中学生による議会傍聴を行うに当たり、中学生が傍聴する一般質問者を選ぶ時間を確保するためとなります。戻りまして、２７日火曜日は委員会の開催日としております。この日は一般質問に係る聞き取りの日であります。しかし、その一方で、産業建設常任委員会においては早期議決を求められる議案審査が行われる可能性が高いことを考慮しまして、この日は産業建設常任委員会のみを開催予定としております。２８日水曜日の休会を挟んで、２９日木曜日は、先ほど申し上げました議会運営委員会及び早期議決が必要な議案に係る本会議となります。２９日の本会議終了後から６月２日月曜日までは、各委員会、分科会の開催日としております。６月３日火曜日は予備日としております。４日水曜日及び５日木曜日の休会を挟んで６日金曜日から１０日火曜日まで、１１日水曜日から１３日金曜日までの休会を挟んで、１６日月曜日及び１７日火曜日の５日間を一般質問としております。１８日水曜日は一般会計全体会、１９日木曜日の議事整理のための休暇を挟んで、２０日金曜日を本会議最終日としております。説明は以上です。

宮本政志委員長　今、岡田係長から６月定例会の日程案の説明がございました。意見等はございますか。

伊場勇委員　６月１１、１２、１３日が休会となっていますけど、この理由を言える範囲で教えてください。

岡田議会事務局議事係長　１１日水曜日から１３日金曜日までの休会につきましては、議会出席参与である市長の公務の関係で休会となっております。

宮本政志委員長　そうしますと、仮にこの予定のとおり２７日に産業建設常任委員会でオートレース関係の議案審査が行われるときは、産業建設常任委員の中で一般質問される議員は、できれば２６日に優先的に聞き取りを行ったほうがいいですね。その辺りはまた議長と相談して事務局と打ち合わせましょう。この６月定例会の日程案についてはよろしいです

か。

伊場勇委員 中学生の市議会傍聴の話はされましたか。聞き漏らしたかもしれませんが、一般質問初日の6月6日に来られるということですか。

岡田議会事務局議事係長 現状、中学生の市議会傍聴は、6月6日金曜日、一般質問初日の1人目を予定しているとのことです。これまでも6月定例会におきまして中学生の方々に傍聴していただいたと思いますが、日程に関してはそのときと同じように一般質問の初日の1人目ということで、学校とお話ししていると伺っております。

宮本政志委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、6点目、全員協議会の開催日時の確認についてです。

岡田議会事務局議事係長 3月24日月曜日午前9時30分からの全員協議会におきまして、本日の議運決定事項の報告をお願いしたいと考えております。

宮本政志委員長 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、その他に入ります。委員の皆さん、その他に何かございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局からは何かありませんか。（「ありません」と呼ぶ者あり）議長、よろしいですか。（うなづく者あり）それでは、第46回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後2時41分 散会

令和7年（2025年）3月21日

議会運営委員長 宮 本 政 志